

日理協 25 第 168 号
2025 年 6 月 23 日

国 土 交 通 大 臣
中 野 洋 昌 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 斉 藤 秀 之



国 土 交 通 省

2026 年度(令和 8 年度) 予算概算要求に向けての要望

日頃より本会及び理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2026 年度予算概算要求につきまして、別添の通り要望を提出いたします。また予算成立後、速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

1. 安全対策や自動車事故被害者支援に資する理学療法士の活用と配置
2. 自動車事故被害者救済、事故防止・安全対策の推進等
 - 1) (独)自動車事故対策機構千葉療護センターの機能強化とナスバ療護センターにおけるリハビリテーション機能の拡充
 - 2) 自動車事故被害者支援体制等整備事業における後遺障害に応じたリハビリテーション提供体制確保支援
3. 高齢運転者等の新たな事故防止対策としての理学療法士の活用

各項目の詳細は別添参照

以上

1. 安全対策や自動車事故被害者支援に資する理学療法士の活用と配置

【要望先:物流・自動車局】

理学療法士は、身体に障害のある方や、将来的に障害が発生する可能性のある方に対して、運動療法や物理療法、身体活動の相談支援・指導等により、自立した日常生活の実現を支援するリハビリテーションの専門職です。国家資格に基づき、社会保障制度に寄与しながら、医療機関、介護施設、障害福祉施設等において勤務しています。

理学療法士は、医学的知識と技術に裏付けられた実践的な指導・支援を行うことができ、近年の医療・福祉分野の多様化に伴い、こども・母子保健、産業保健、疾病・障害予防、健康増進、スポーツを通じたライフパフォーマンスの向上など、公衆衛生領域での活躍の場が広がっています。

また、国土交通省および厚生労働省の協業による「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」や「特定部門ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業」においても、理学療法士の参画事例が全国的に増加しています。具体的には、高齢者の運転技能に関する身体機能評価、バリアフリーの実態評価、運動器検診、自動車事故被害者への支援など、多角的な視点から支援を行うことが可能です。

つきましては、貴省物流・自動車局におかれまして、交通事故の防止および事故被害者への支援を目的とした理学療法士の配置(もしくは時限的な配置)について、要望します。

2. 自動車事故被害者救済、事故防止・安全対策の推進等

【要望先:物流・自動車局】

1) (独)自動車事故対策機構千葉療護センターの機能強化とナスバ療護センターにおけるリハビリテーション機能の拡充

重度後遺症を負われた被害者への支援体制の整備は、被害者ご本人やそのご家族に寄り添った自立支援を実現するために、医療・福祉の観点から極めて重要です。本事業においては、千葉療護センターの機能強化として、老朽化が進行している施設のリニューアルや、長期入院中の患者に対するリハビリテーションの充実が図られるものと理解しています。

千葉療護センターでは、重度頭部外傷をはじめとする高い重症度の障害に対し、専門性の高いリハビリテーションを実施しており、今後は、さらにリハビリテーション領域の拡大が計画されているところです。施設の老朽化対策といったハード面での支援は喫緊の課題であると同時に、理学療法士を含むリハビリテーション部門の人員増強、機能の拡充、対象疾患の拡大など、ソフト面における支援の拡充も重要な課題となっております。

つきましては、本事業において、千葉療護センターの機能強化を、ハード・ソフトの両面から一層推進していただくことを要望します。あわせて、本事業を好事例とし、全国4か所に設置されている「ナスバ療護センター」におきましても、リハビリテーションを含む支援のさらなる拡充を展開していただきたく、要望します。

2) 自動車事故被害者支援体制等整備事業における後遺障害に応じたリハビリテーション提供体制確保支援

前述のとおり、ナスバ療護センター等における支援の充実は極めて重要である一方で、被害者が退院される際の地域の受け入れ環境の整備や、継続的な訪問リハビリテーションによる支援など、被害者ご本人やご家族を支援するための対策が必要であると認識しております。そのため、本事業におきましても、こうした地域支援体制の構築に向けた取り組みが展開されているものと理解しています。

リハビリテーションを拡充していくにあたり、ナスバ療護センターのリハビリテーション科を中心とした検討を進めることにより、臨床現場に即した実態と課題を的確に反映させた事業の展開が可能となります。これにより、より効率的で費用対効果の高い被害者支援の実現が期待されます。

つきましては、本事業におけるリハビリテーション機会等の確保に向けた支援のさらなる充実之际、ナスバ療護センターのリハビリテーション科と協働した検討を推進いただきたく、要望いたします。

また、訪問系サービスの充実や支援の拡充に関しましては、地域における都道府県理学療法士会との協働により、効果的な取り組みが可能であると考えています。こうした地域連携による事業の展開に向けた検討および必要な予算の確保につきましても、あわせて要望します。

3. 高齢運転者等の新たな事故防止対策としての理学療法士の活用

【要望先:物流・自動車局】

高齢化社会が進行する我が国において、高齢運転者等の交通事故の防止対策を推進していくことは、すべての国民の健康と安全に寄与するものであり、社会全体の安心につながる重要な取り組みです。とりわけ、頭部外傷による脳損傷や脳卒中に起因する高次脳機能障害、てんかん、その他の既往歴に基づく突発的な機能障害など、多方面から健康状態を把握・管理し、運転に伴うリスクを可能な限り軽減することが求められています。

理学療法士は、老化等に伴う運動機能や認知機能の評価(運動機能等の検査・測定とその解釈など)を通じて、個々の健康データを的確に評価・管理することが可能であり、実車前評価や実車評価への支援も行うことができます。さらに、自動車教習指導員や関係職員に対して、加齢に伴う心身機能の低下に関する評価方法や対応策についての相談や助言を実施することもでき、組織全体のエンパワメントにも大きく貢献します。

つきましては、可能な限り安全かつ快適な自動車運転が実現できるよう、高齢運転者等の事故防止対策の一環として理学療法士を積極的に活用していくことを推進していただき、あわせて当該事業の設置に向けた予算の確保を要望します。